

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者 指 定 番 号			
		宛 名 番 号			
		担 連 当 絡 者 先	所 属		
			氏 名		
		電 話			
		内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	昭和 平成 年 月 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
	個人番号				
	受給者番号				
	1月1日 現在の住所				
異動後の 住 所					
異 動 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を	
(新しい勤務先) 特別徴収義務者	特別徴収義務者 指 定 番 号	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を
	所 在 地	連 担 当 絡 先 者	
	フリガナ	所 属	
	氏名又は名称	氏 名	
		電 話	受給者番号
		内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
			右から 番号を 記入
			1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月	日	円	

3. 普通徴収の場合		※市区町村記入欄	
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

【提出先】〒329-2192 矢板市本町5番4号 矢板市 税務課 市民税担当

黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

ご注意

4 3 2 1